

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月16日

【会社名】 ニュースキン・エンタープライジズ・インク
(Nu Skin Enterprises, Inc.)

【代表者の役職氏名】 アシスタント・ジェネラル・カウンセル兼秘書役補佐
(Assistant General Counsel and Assistant Secretary)
クレイトン・A・ジョーンズ
(Clayton A. Jones)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国84601 ユタ州プロボ、
ウエスト・センター・ストリート75
(75 West Center Street, Provo, Utah 84601, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 門 田 正 行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 郁 乃

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【提出理由】

ニュースキン・エンタープライジズ・インク（以下、「当社」という。）は、当社及び当社の特定の役員に対し提起されていた訴訟が和解によって解決したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の規定に基づき、本報告書を提出するものである。

2【報告内容】

(1) 当該訴訟の提起があった年月日

2014年6月30日（併合集団訴訟訴状の提出日）

(2) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名称： ステイト・ボストン・リタイアメント・システム

（State-Boston Retirement System）

住所： 米国02201マサチューセッツ州ボストン、シティ・ホール・スクエア1、816号室

代表者の氏名： ティモシー・スマイス、エクゼクティブ・オフィサー

(3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

() 当該訴訟の内容

2014年1月初めに、6件の集団訴訟の訴状がユタ地区連邦地方裁判所に提出された。2014年5月1日、同裁判所は、様々な集団訴訟を併合し、ステイト・ボストン・リタイアメント・システムを併合訴訟における原告代表に指名し、また、法律事務所ラバートン・スカロウを併合訴訟において主張している集団の代理人代表に指名した。2014年6月、併合集団訴訟の訴状が提出された。本併合集団訴訟の訴状は、当社の一部株主を代理して、当社、リッチ・N・ウッド及びM・トゥルーマン・ハント（以下、総称して「被告」という。）に対して1934年証券取引所法第10条(b)及び規則10b-5に基づく訴えを、また、ウッド氏及びハント氏に対して1934年証券取引所法第20条(a)に基づく訴えを主張するものであった。特に、本併合集団訴訟の訴状は、中国本土における販売活動及び中国本土に由来する財務成績について重要な虚偽及び誤解を招く恐れのある表示を当社が行ったと主張しており、違法なマルチ・レベル・マーケティング活動に基づくピラミッド商法を意図的に運営したとの主張を含んでいた。

() 損害賠償請求金額

本件の訴えは請求金額を特定していなかった。

(4) 当該訴訟の解決があった年月日

2016年2月22日

(5) 当該訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

当社は、「In re Nu Skin Enterprises, Inc. Sec. Litig., No. 2:14-cv-00033-JNP-BCW」という事案名である証券みなし集団訴訟の併合訴訟の和解可能性について、和解条件書（以下、「本契約」という。）を締結した。

本契約の条件は、特に、当社により又は当社のために和解金47百万ドル（52億8,703万円）を支払うことを規定している。和解金の支払いについては当社の契約する保険会社により全額につき賄われる

ことが見込まれており、その結果、当社はその支払いについて損益計算書に正味費用を計上しない見込みである。

本契約は被告による不正行為を認めるものではなく、また、本和解に関連して、両当事者は相互に合意できる内容の権利放棄を行うことを合意している。本和解は裁判所の承認を条件としており、特定の限定的な状況において被告の選択により被告によって取り消すことができる。本和解についての最終的な裁判所の承認は2016年の中頃に出されるものと予測しているが、当社の支配の及ばない事情により遅れる可能性がある。裁判所による本和解の最終的な承認により、本訴訟は確定力のある決定として退けられる。

(注) 別段の記載がある場合を除き、本臨時報告書に記載の「ドル」又は「\$」は米国ドルを指すものとする。
本臨時報告書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1ドル=112.49円の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した2016年3月1日現在の対顧客電信直物相場の仲値)により換算されている。

以 上